

茨城労働局発表
平成26年2月25日

【照会先】
茨城労働局労働基準部(監督課)
課長 藤中基之
専門監督官 三浦かをり
(直通電話)029(224)6214

報道関係者 各位

マンガで紹介する「知って役立つ労働法」カードを 今春卒業する県内全ての高校生に配布します

茨城労働局（局長中村俊一）は、これから社会に出て働くこととなる高等学校の生徒に対し、労働関係法令と相談窓口を周知するため、「知って役立つ労働法」カードを作成し、高校生に配布します。このカードは、今、問題となっている「若者の『使い捨て』が疑われる企業等」への対策の一環として、茨城県や有識者からのご要望も受け、作成したものです。平成26年2月27日に茨城労働局監督課長が茨城県庁を訪れ、茨城県総務部総務課私学振興室長と茨城県教育庁高校教育課長にカード型資料を手渡し、県内の高等学校の生徒への配布を依頼します。カード型資料は、今年3月末までに県内の高等学校を卒業する生徒全員（約3万人）の手元に届く予定です。

【時間・場所について】

・平成26年2月27日 14時45分～ 県庁3階 県民相談センター相談室

【「知って役立つ労働法」カードの特徴】

- ハンドブック「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」の案内と相談窓口を掲載しています。
- 携帯することができます。
- イラストを使用し、マンガ形式にしています。

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」について

厚生労働省では、就職を控えた学生や若者が働くときに知っておくべき労働法を学ぶ上で、役に立つハンドブックとして「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を作成しました。このハンドブックは高校生が理解できるように、わかりやすさを重視して作成されています。茨城労働局では、大学で実施する出前講義において、このハンドブックを使用しています。

キャラクター「最賃仙人」について

最低賃金の広報等、労働者向けに労働基準関係法令を周知するために茨城労働局で考案して使用するキャラクターです。

【外側】

(裏)

(山折り)

(表)

知って役立つ労働法(働くときに必要な基礎知識)

卒業して就職するんだ。給料いくらかなあ？

さいいて仙人？

最賃仙人

ケシタ

わしは最賃仙人。若者よ、労働基準法を知っておるか？給料は書面で通知されることになっておる。ほれ

有給休暇って？

残業って手当はつのか？

困ったら労働基準監督署に相談するとよい。

仕事で困ったら労働基準監督署に相談するとよい。

「知って役立つ労働法(働くときに必要な基礎知識)」
このテキストは、働く際に知っておきたい賃金、労働時間、有給休暇など労働法に関する基本的な知識について、わかりやすくまとめています。ここに書かれていることは全てではありませんが、働いていく上でいざというときに役立つ知識です。困ったときはぜひ読んで下さい。

知って役立つ労働法 [検索](#) 茨城労働局 監督課・企画室

労働契約を結ぶときは、使用者が労働条件をきちんと明示すること、特に重要な賃金や労働時間などの重要な項目については、労働者への書面の交付を義務付けています。(労働基準法第15条)

【内側】

(谷折り)

茨城県内の総合労働相談コーナー

相談受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15 ※12月29日～1月3日 土日祝祭日を除く。

- ・水戸労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎029-226-2237
管轄地域：水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、茨城町、大洗町、大子町、城里町、東海村
- ・日立労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0294-22-5187
管轄地域：日立市、北茨城市、高萩市
- ・土浦労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎029-821-5127
管轄地域：土浦市、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、つくば市、阿見町
- ・筑西労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0296-22-4564
管轄地域：筑西市、桜川市、下妻市、結城市、八千代町

- ・古河労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0280-32-3232
管轄地域：古河市、五霞町、境町
- ・常総労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0297-22-0264
管轄地域：常総市、つくばみらい市、坂東市、守谷市
- ・龍ヶ崎労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0297-62-3331
管轄地域：龍ヶ崎市、稲敷市、牛久市、取手市、河内町、利根町、美浦村
- ・鹿嶋労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎0299-83-8461
管轄地域：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

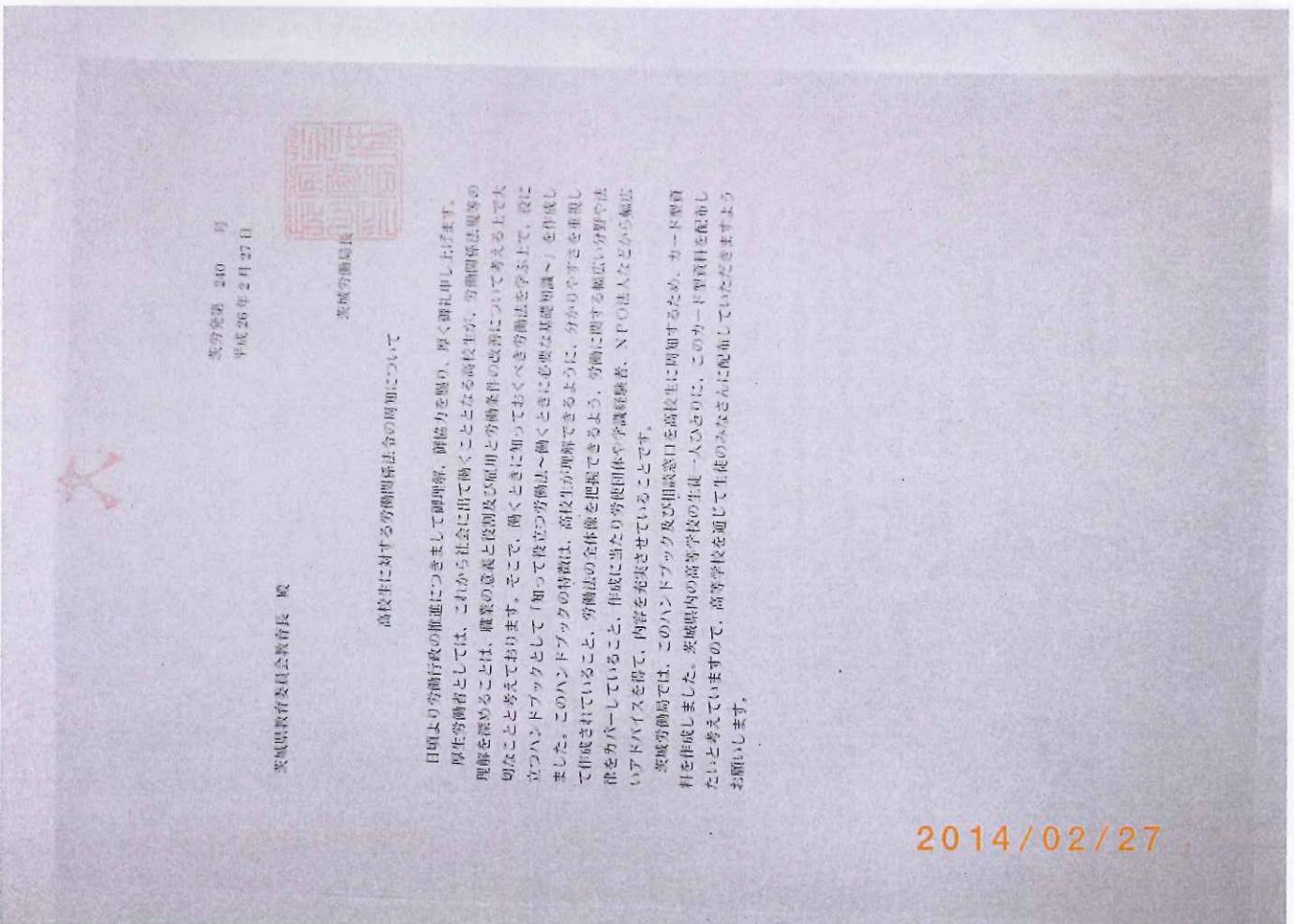
全国各地の相談コーナーは

総合労働相談コーナー [検索](#) 茨城労働局 監督課・企画室

※実物は光沢のある厚手の紙で作成しています。



2014/02/27



発行第 240 号
平成 26 年 2 月 27 日

茨城県教育委員会教育長 殿



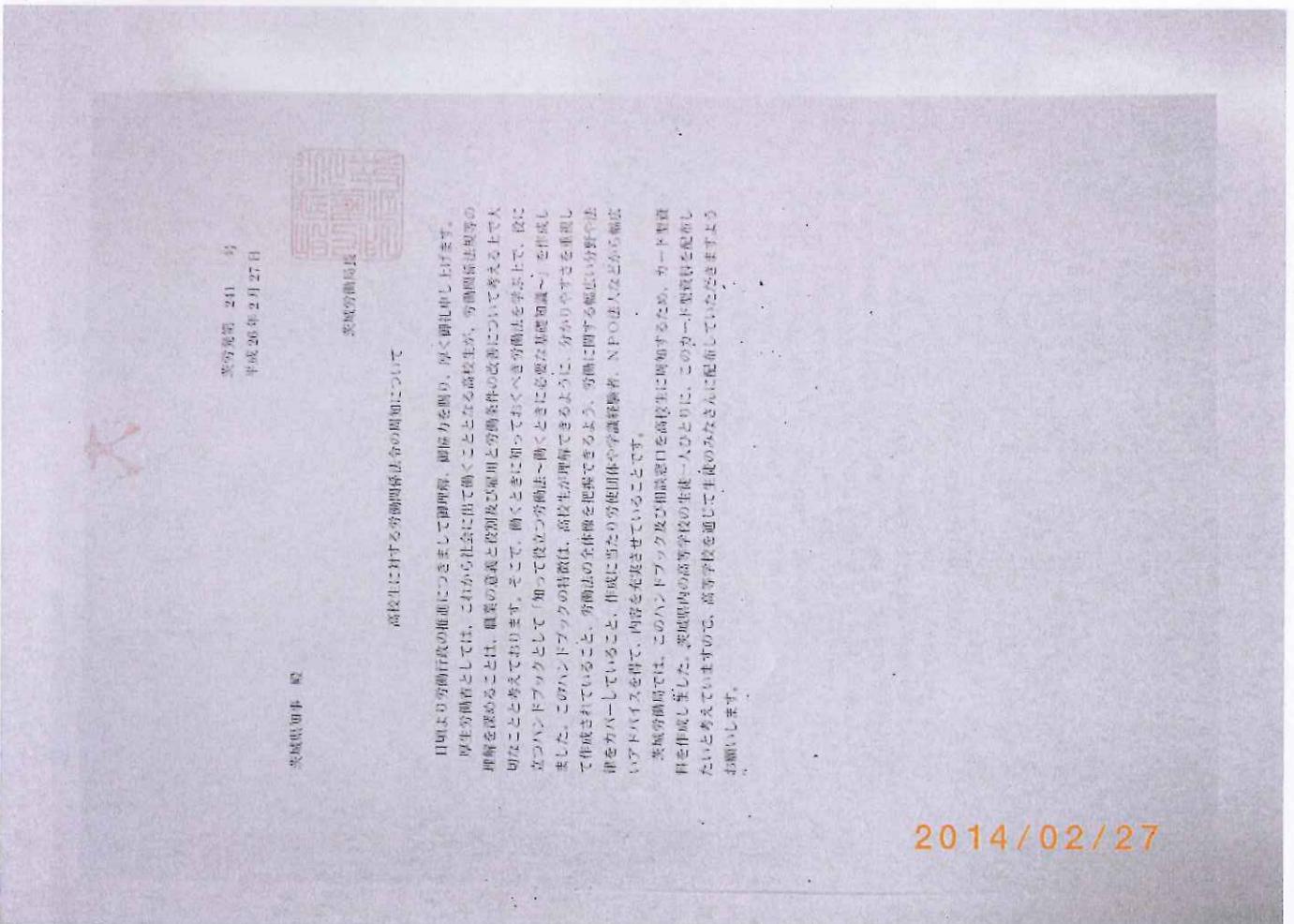
茨城労働局長

高校生に対する労働関係法令の周知について

日頃より労働行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省としては、これから社会に出て働くこととなる高校生が、労働関係法令等の理解を深めることは、職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考える上で大切なことと考えております。そこで、働くときにおくべき労働法を学ぶ上で、役に立つハンドブックとして「知って役立つ労働法」へ働くときに必要な基礎知識（～）を作成しました。このハンドブックの特徴は、高校生が理解できるように、分かりやすい言葉で表現して作成されていること、労働法の全体像を把握できるように、労働に関する幅広い分野の法律をカバーしていること、作成に当たり労働関係法令の解説者、NPOの法人などが幅広いアドバイザーを聘で、内容を充実させていることです。

茨城労働局では、このハンドブック及び相談窓口を高校生に周知するため、カード型資料を作成しました。茨城県内の高等学校の生徒一人ひとりに、このカード型資料を配布したいと考えていますので、高等学校を通じて生徒のみならずに配布していただきますようお願いいたします。

2014/02/27



労務長 241 号
平成 26 年 2 月 27 日



茨城労働局長

高校生に対する労働関係法令の周知について

日頃より労働行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 厚生労働省としては、これから社会に出て働くこととなる高校生が、労働関係法令等の理解を深めることは、職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考える上で大切なことと考えております。そこで、働くときに知っておくべき労働法を学ぶ上で、役に立つハンドブックとして「知って役立つ労働法〜働くときに必要な基礎知識〜」を作成しました。このハンドブックの特徴は、高校生が理解できるように、労働に関する幅広い分野の法をカバーしていること、作成に当たり労働団体や学識経験者、NPO法人などから幅広いアドバイスを得て、内容を充実させていることです。

茨城労働局では、このハンドブック及び相談窓口を高校生に周知するため、カード型資料を作成しました。茨城県内の高等学校の生徒一人ひとりに、このカード型資料を配布したいと考えていますので、高等学校を通じて生徒のみなさんに配布していただきますようお願いいたします。

2014/02/27